

新城市地域安全灯設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政区が行う地域安全灯の設置に対し、市が予算の範囲内において交付する新城市地域安全灯設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域安全灯」とは、公衆用道路等における犯罪の防止及び交通事故の防止を図るために設置する照明灯をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、行政区が行う地域安全灯の設置に対し、その設置に要する費用の一部を補助することにより、地域安全灯の整備促進を図り、地域の安全を確立することを目的とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地域安全灯（LEDを光源とするものに限る。）を新たに設置する事業
- (2) 次のいずれかに該当する既設の地域安全灯を撤去し、その位置に新たに地域安全灯（LEDを光源とするものに限る。）を設置する事業（当該既設の地域安全灯と同等の効果が得られる位置に地域安全灯（LEDを光源とするものに限る。）を設置する事業を含む。）
 - ア 震災、風水害その他の災害により損傷し、照明の機能を失った地域安全灯
 - イ 設置から10年以上が経過した地域安全灯（水銀灯等LEDを光源としないものに限る。）
 - ウ 設置から10年を経過していない地域安全灯であって、機器の劣化等により照明の機能が著しく低下し、又は失われているもの（水銀灯等LEDを光源としないものに限る。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、犯罪の防止及び交通事故の防止のため、市長が特に必要と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地域安全灯の設置に要する費用
- (2) 既設の地域安全灯の撤去に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。ただし、1灯当たり50,000円を上限とする。

(補助金の上乗せ)

第7条 新城市地域自治区予算事業計画策定要綱第4条第1項に定める事業(以下「自治区事業」という。)にあっては、前条の規定により算出した額の補助金(以下「基本補助金」という。)に次項の規定により算出した額の補助金(以下「上乗せ補助金」という。)を加算して交付することができる。

2 上乗せ補助金の額は、補助対象経費の総額から基本補助金の額を差し引いた額の2分の1以内とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。ただし、1灯当たり25,000円を上限とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする行政区(以下「補助事業者」という。)の区長は、地域安全灯設置費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 設置予定箇所の位置図
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、地域安全灯設置費補助金交付決定通知書(様式第2)により、補助事業者に通知するものとする。

(変更の申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、第8条の規定により申請した事項を変更しようとするときは、地域安全灯設置費補助金変更承認申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更の申請を承認し、補助金の交付の変更を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、地域安全灯設置費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに地域安全灯設置費補助金実績報告書(様式第5)に次

に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 設置前及び設置後の状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の確定通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域安全灯設置費補助金確定通知書（様式第6）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の確定通知書を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、地域安全灯設置費補助金請求書（様式第7）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(地域安全灯の維持管理費)

第14条 地域安全灯の維持管理に要する経費は、補助事業者が負担するものとする。
(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 新城市地域安全灯整備事業補助金交付要領（平成17年10月1日施行）は、廃止する。
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

新城市長

補助事業者
 行政区名
 住所
 区長氏名

地域安全灯設置費補助金交付申請書

年度において、次のとおり地域安全灯を設置するため、新城市地域安全灯設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

- 1 補助対象経費 金 円
 2 補助金交付申請額 金 円
 内訳 基本補助金額 金 円
 上乗せ補助金額 金 円
 3 補助事業施行期間 着工予定 年 月 日
 完了予定 年 月 日

4 補助事業の内容

番号	設置の別	設置区分	電柱番号	事業費	自治区事業
1	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
2	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
3	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
4	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
5	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
6	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
7	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
備考	1 設置の別の欄は、新規・更新のいずれか該当する方へ○を付すこと。 2 設置区分の欄は、専用柱・既設電柱のいずれか該当する方へ○を付し、既設電柱へ設置の場合は、該当電柱番号を記載のこと。 3 見積書の写し、設置予定箇所の位置図、収支予算書を添付すること。 4 自治区事業欄は当該事業（上乗せ補助）に該当する場合は○を付すこと。 5 欄内に記載しきれない場合は、別紙を用いて記載すること。				

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

地域安全灯設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度新城市地域安全灯設置費補助金については、新城市地域安全灯設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定する。

- 1 補助事業の内容は、年 月 日付けの交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費 金 円
 - (2) 補助金の額 金 円
 - 内訳 基本補助金の額 金 円
 - 上乗せ補助金の額 金 円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びその使用方法は、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助に付する条件は、別に定める。

年 月 日

新城市長

補助事業者

行政区名

住所

区長氏名

地域安全灯設置費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった 年度新城市地域安全灯設置費補助金について次のとおり変更するため、新城市地域安全灯設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

1 変更の理由

--

2 変更の内容

当初計画	変更計画

様式第4（第10条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

地域安全灯設置費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け指令 第 号で通知した交付決定を次のとおり変更する。

変更決定の事項	補助事業に要する経費	金	円
	補助金の額	金	円
	内訳 基本補助金の額	金	円
	上乗せ補助金の額	金	円
変更決定の理由			

新城市長

補助事業者

行政区名

住所

区長氏名

地域安全灯設置費補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度
補助事業が完了したため新城市地域安全灯設置費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、
次のとおり報告します。

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金交付申請額 金 円
 - 内訳 基本補助金額 金 円
 - 上乗せ補助金額 金 円
- 3 補助事業施行期間 着工 年 月 日
完了 年 月 日

4 補助事業の内容

番号	設置の別	設置区分	電柱番号	事業費	自治区 事業
1	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
2	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
3	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
4	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
5	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
6	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
7	新規・更新	専用柱・既設電柱		円	
備考	1 設置の別の欄は、新規・更新のいずれか該当する方へ○を付すこと。 2 設置区分の欄は、専用柱・既設電柱のいずれか該当する方へ○を付し、既設電柱へ設置の場合は、該当電柱番号を記載のこと。 3 見積書の写し、設置予定箇所の位置図、収支決算書を添付すること。 4 自治区事業欄は当該事業（上乗せ補助）に該当する場合は○を付すこと。 5 欄内に記載しきれない場合は、別紙を用いて記載すること。				

様式第6（第12条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

地域安全灯設置費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度新城市地域安全灯設置費補助金については、新城市地域安全灯設置費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり確定する。

1	補助金交付決定額	金	円
	内訳 基本補助金額	金	円
	上乗せ補助金額	金	円
2	補助金確定額	金	円
	内訳 基本補助金額	金	円
	上乗せ補助金額	金	円

年 月 日

新城市長

補助事業者

行政区名

住所

区長氏名

㊟

地域安全灯設置費補助金請求書

請求金額	補助金総額 金 円	請求金額の内訳 (1) 基本補助金 円 (2) 上乗せ補助金 円
------	-----------	--

ただし、 年度新城市地域安全灯設置費補助金として

金融機関	店名	(フリガナ)	預金種目	口座番号
		口座名義人		
銀行	店		普通	
信用金庫			当座	
農協			その他	

※ 口座情報の確認のため、必要な情報が記載された通帳等の写しを添付してください。